

審 査 基 準

平成19年 8 月20日作成

法 令 名	火薬類取締法
根 拠 条 例	第25条第 1 項
処 分 の 概 要	猟銃用火薬類等の消費の許可
原 権 者	埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め	火薬類取締法第25条第 1 項・第 2 項（猟銃用火薬類等の消費の許可）、同第 50条の 2（猟銃用火薬類等の特則）、火薬類取締法施行令第12条（政令で定める火薬）、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第 3 条第 2 項・第 3 項、同第11条（消費の許可の申請）、同第12条（無許可消費数量）、同第13条（申請及び届出の手続）
審 査 基 準	当該火薬類の爆発又は燃焼が、 (1) 人の生命、身体又は財産に直接又は間接に危険を生じさせるおそれがあるとき (2) 他の法令で禁止されているとき等公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあるとき は、許可しない。
標 準 処 理 基 準	5 日（行政庁の休日を含まない。）
申 請 先	消費地を管轄する警察署の生活安全課に提出してください。
問 合 せ 先	消費地を管轄する警察署の生活安全課
備 考	